

—————JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.—————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンファイナンス評価のレビュー結果を公表します。

## アルヒ株式会社の ARUHI グリーンファイナンス・フレームワーク のレビューを実施

評 価 対 象 : アルヒ株式会社 ARUHI グリーンファイナンス・フレームワーク

### <グリーンファイナンス・フレームワークレビュー結果>

総合評価	Green 1(F)
グリーン性評価（資金使途）	g1(F)
管理・運営・透明性評価	m1(F)

## 1. 概要

JCRでは、2020年4月10日にアルヒ株式会社（アルヒ）のARUHIグリーンファイナンス・フレームワークに対して、グリーンファイナンス・フレームワーク評価”Green 1(F)”を公表した。主な概要は以下のとおりである。

（以下、2020年4月10日の評価レポートより抜粋）

アルヒ株式会社（アルヒ）は、2000年に創業した最大手の住宅ローン貸出専門の金融機関（モーゲージバンク）である。2001年に30年全期間固定金利住宅ローンである「グッド住宅ローン」の取り扱いを開始し、本格的にモーゲージバンクとして活動を開始し、2004年12月からは住宅金融公庫（現：独立行政法人住宅金融支援機構）と提携し、長期固定金利住宅ローン【フラット35】の取り扱いを開始した。

【フラット35】は、全金融機関に占める取り扱い実績が2019年3月期まで9年連続トップであり、2018年度のシェアは借り換えを含め26%となっている。<sup>1</sup>

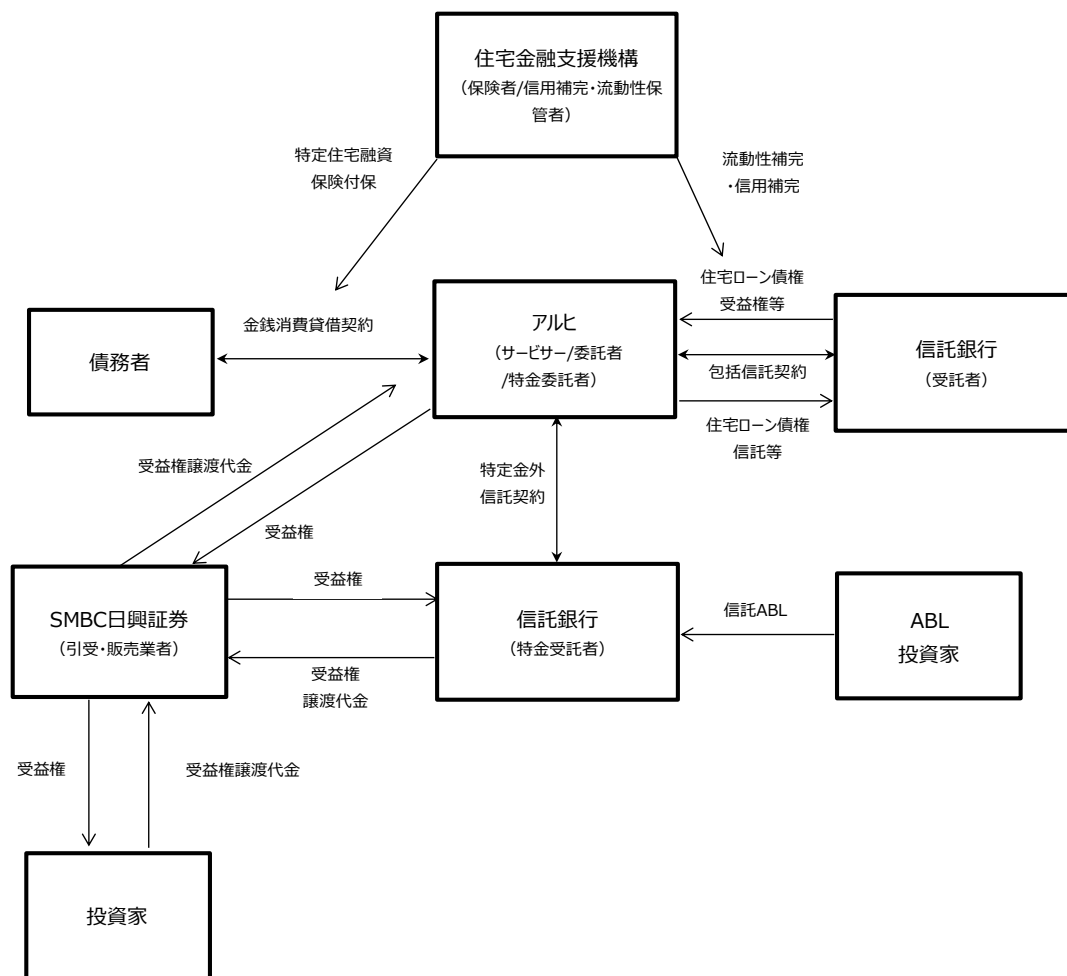
アルヒは「住生活プロデュース企業」を標榜し、住宅ローンを中心とした様々な商品・サービスを提供することで、環境や社会情勢の変化に強く、多くの人々が安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指している。

<sup>1</sup> 2020年3月期まで10年連続トップであり、2019年度のシェアは27.5%（借り換え含む）（2021年3月時点）

今般の評価対象は、アルヒがグリーン RMBS により調達する資金を、環境改善効果を有する資金用途に限定するために定めた ARUHI グリーンファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークがグリーンボンド原則（2018 年版）、グリーンボンドガイドライン（2017 年版）およびグリーンローン原則に適合しているか否かの評価を行う。グリーンボンド原則、グリーンボンドガイドラインおよびグリーンローン原則は、それぞれ国際資本市場協会（ICMA）、環境省、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）およびアジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）が自主的に公表している原則またはガイドラインであって規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照して JCR では評価を行う。

本フレームワークで前提となっているグリーン RMBS の仕組みは以下のとおりである。

〈グリーン RMBS のスキーム図〉



アルヒは自社の保有する【フラット 35(保証型)】のうち、【フラット 35】S の基準を満たすローンの中で、本フレームワークに定める基準を満たすものを、受託者である信託銀行に信託し、信託受益権（住宅ローン債権受益権）の交付を受ける。【フラット 35(保証型)】の性質上、裏付け資産であるローン債権には住宅金融支援機構による住宅融資保険が付されており、住宅ローン債務者が最終返済日までに支払いを満額行えない場合、住宅金融支援機構から保険金の支払がなされる仕組みとなっている。

アルヒは本フレームワークの中で資金使用の対象を【フラット 35】S の省エネルギー性または耐久性・可変性に関する基準を満たす新築および中古住宅としている。省エネルギー性または耐久性・可変性の基準を満たすためには、少なくとも一次エネルギー消費量等級 4 以上または断熱等性能等級 4 のいずれかを有していることが必要である。JCR では、アルヒが定めた資金使用の対象は、環境改善効果を有する住宅を対象とする住宅ローンであると評価している。

(以上抜粋終わり)

今回のレビューは、住宅金融支援機構が【フラット 35】S の制度変更を行ったことにより、アルヒがグリーンボンドの適格基準としてフレームワークに定める内容について変更することを受けて行うものである。

【フラット 35】S では、2021 年 1 月より、【フラット 35】S (金利 B プラン) の省エネルギー性基準を見直し、従来の「断熱等性能等級 4 の住宅」又は「一次エネルギー消費量等級 4 以上の住宅」が対象であったところ、「断熱等性能等級 4 の住宅」かつ「一次エネルギー消費量等級 4 以上の住宅」へと基準を変更した。本基準の変更は、従来の省エネルギー基準をさらに強化するものであり、JCR では、アルヒの変更後の資金使途の対象は、引き続き環境改善効果を有する住宅を対象とする住宅ローンであると評価している。

アルヒ社内においてグリーン RMBS のプログラム化および個別のグリーン RMBS の実行については、アルヒの経営陣への報告および、社内規定上決裁権限を有する者の承認を含め適切なプロセスを経て決定されている。また、レポートングに関しても、適切な内容および頻度で投資家に対して開示が行われることなどから、JCR ではアルヒについて引き続き管理運営体制が適切に構築されており、透明性が確保されていることを確認した。

この結果、今回のレビュー対象となる ARUHI グリーンファイナンス・フレームワークは、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価 (資金使途)」を”g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を”m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価 (総合評価)」を”Green1(F)”とした。詳細な評価結果は次章にて詳述する。また、本フレームワークはグリーンボンド原則 (2018 年版)、グリーンローン原則 (2017 年版)、環境省によるグリーンボンドガイドライン (2017 年版) において求められる項目について基準を満たしていると JCR は評価している。

## 2. レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

### (1) 資金使途(適格クライテリア)

グリーンファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法から変更はないか。

### (2) 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性及び透明性

グリーンファイナンスを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて変更はないか。

### (3) 資金管理の妥当性及び透明性

グリーンファイナンスによって調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか。

### (4) レポーティング体制

グリーンファイナンスにより調達された資金を充当したグリーンプロジェクトからもたらされた環境改善効果が、グリーンファイナンス評価付与時点において発行体が定めた方法で適切に算定されているか。

### (5) 組織の環境への取り組みについて

発行体の経営陣が環境問題について、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

### 3. レビュー内容

#### (1) 資金使途(適格クライテリア)

##### a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途は、一次エネルギー消費量等級 4 (設計一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策が講じられていること) または断熱等性能等級 4 (熱損失等の大きな削減のための対策が講じられていること) という性能を満たした住宅に対する貸付金であり、高い環境改善効果が期待される。

当社では、グリーンファイナンス・フレームワーク (本フレームワーク) において、調達資金の使途を以下の通り定めている。

グリーン RMBS の裏付け資産は、オリジネーターとなる当社が実行した住宅ローン債権 (【フラット 35(保証型)】) のうち、【フラット 35】S の省エネルギー性に関する基準を満たす新築及び中古住宅、具体的には新築住宅については金利 A プラン (省エネルギー性、耐久性・可変性) 及び金利 B プラン (省エネルギー性)、中古住宅については金利 A プラン (省エネルギー性、耐久性・可変性) の基準をそれぞれ満たす住宅を対象とする住宅ローン債権 (グリーン適格資産) とする。尚、信託受益権の発行または信託 ABL に基づく調達資金は、グリーン適格資産の取得に全額充当される。

アルヒが本フレームワークでグリーン RMBS の裏付け資産の対象としている住宅ローン債権 (グリーン適格資産) は、【フラット 35】S の基準について、省エネルギー性 (金利 A プラン、金利 B プラン) あるいは耐久性・可変性 (金利 A プラン) を有している物件である。JCR では本フレームワークで定義しているグリーン RMBS の裏付け資産は環境負荷の低い住宅を対象としていると評価している。

#### ■ 【フラット 35】及び【フラット 35(保証型)】について

##### 1. 【フラット 35】の概要

【フラット 35】とは、民間金融機関と独立行政法人住宅金融支援機構が提携して提供する最長 35 年の全期間固定金利住宅ローンを指す。2003 年 10 月より商品提供が開始され、2017 年末までに約 97 万件の実績を有している。そのうち【フラット 35 (保証型)】は、民間金融機関が提供する住宅ローンに住宅金融支援機構が保険を提供し、住宅ローンの債務者が最終返済期までに返済を完了しない場合や期限の利益を喪失した場合等の保険事故が発生した場合に、住宅金融支援機構が民間金融機関に対して保険金を支払う商品である。住宅金融支援機構は【フラット 35 (保証型)】を担保として発行される RMBS に係る債務の支払いについて、期日通りの元利払い保証を行っている。

##### 2. 【フラット 35】S の概要

###### (1) 【フラット 35】S

【フラット 35】S とは、【フラット 35】(【フラット 35(保証型)】を含む) のうち、省エネルギー性や耐震性などが優れた住宅を取得する際に一定期間の金利引き下げを行う優良住宅支援制度で、2005 年 6 月より提供された商品である。【フラット 35】S において、金利 A プランで

は当初 10 年間、金利 B プランでは当初 5 年間の金利を引き下げる。グリーン RMBS の資金使途は、【フラット 35(保証型)】のうち、【フラット 35】S の環境性能に係る基準を満たすものとして、以下の表に記載されている省エネルギーおよび断熱性、耐久性等に関する技術基準を満たす新築・中古住宅に対する住宅ローン債権を対象とする。

〈アルヒがグリーン適格対象とする【フラット 35】S の環境性能に係る技術基準〉  
(2021 年 1 月 1 日以降に設計検査の申請が受理された物件)

【フラット 35】S の区分	技術基準	該当状況	
		一次エネルギー 消費量等級	断熱等性能 等級
金利 A プラン (省エネルギー性)	認定低炭素住宅	5	4
	一次エネルギー消費量 等級 5 の住宅	5	—
	性能向上計画認定住宅	5	4
金利 B プラン (省エネルギー性)	断熱等性能等級 4 の住宅 かつ一次エネルギー消費量 等級 4 以上の住宅 <b>(今回変更された基準)</b>	4 以上	4
金利 A プラン (耐久性・可変性)	長期優良住宅	—	4

(i) 【フラット 35】S 金利 A プラン (省エネルギー性)

●認定低炭素住宅

「都市の低炭素化の促進に関する法律」(エコまち法)の規定により低炭素建築物新築等計画が認定された住宅または同法の規定により集約都市開発事業計画が認定された住宅のことである。共同建て住宅などについては、融資対象となる住戸が認定を受けている場合に限る。認定低炭素住宅の認定基準は、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準」と「建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準」の両方を満たすことである。前者の基準は「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に規定するエネルギー消費性能に係る誘導基準(一次エネルギー消費量等級 5 と同程度)、建築物省エネ法に規定する熱性能基準(断熱等性能等級 4 と同程度)の両方を満たすことが必要である。

●一次エネルギー消費量等級 5 の住宅

評価方法基準のうち、一次エネルギー消費量等級 5 の基準に適合する住宅のことである。

●性能向上計画認定住宅

建築物省エネ法の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅(竣工年月日が 2016 年 4 月 1 日以後の住宅に限る)のことである。共同建て住宅などについては、融資対象となる住戸が認定を受けている場合に限る。性能向上計画認定住宅の認定基準は、「建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準」を満たすことである。この基準は建築物省エネ法に規定するエネルギー消費性能に係る誘導基準(一次エネルギー消費量等級 5 と同程度)、建築物省エネ法に規定する熱性能基準(断熱等性能等級 4 と同程度)の両方を満たすことが必要である。

(ii) 【フラット 35】S 金利 B プラン（省エネルギー性）（今回変更された基準）

「断熱等性能等級 4 の住宅」かつ「一次エネルギー消費量等級 4 以上の住宅」

（2020 年 12 月 31 日以前に設計検査の申請が受理された物件(従前)：

「断熱等性能等級 4 の住宅」または「一次エネルギー消費量等級 4 以上の住宅」)

●断熱等性能等級 4 の住宅

評価方法基準のうち、断熱等性能等級 4 の基準に適合する住宅のことである。

●一次エネルギー消費量等級 4 以上の住宅

以下のいずれかを満たす住宅をさす。

- ・一次エネルギー消費量等級 4 または同等級 5 の住宅
- ・性能向上計画認定住宅（竣工年月日が 2016 年 3 月 31 日以前の住宅）

建築物省エネ法の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画が認定された住宅（竣工年月日が 2016 年 3 月 31 日以前の住宅に限る）。共同建て住宅などについては、融資対象となる住戸が認定を受けている場合に限る。

- ・建築物エネルギー消費性能基準適合住宅

建築物省エネ法の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合していることが認定された住宅。

(iii) 【フラット 35】S 金利 A プラン（耐久性・可変性）

●長期優良住宅

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）の規定により長期優良住宅建築等計画が認定された住宅のことである。長期優良住宅の認定基準の中に、「断熱等性能等級 4 に適合すること」という省エネルギー性に関する基準がある。

(2)グリーン適格資産の環境改善効果

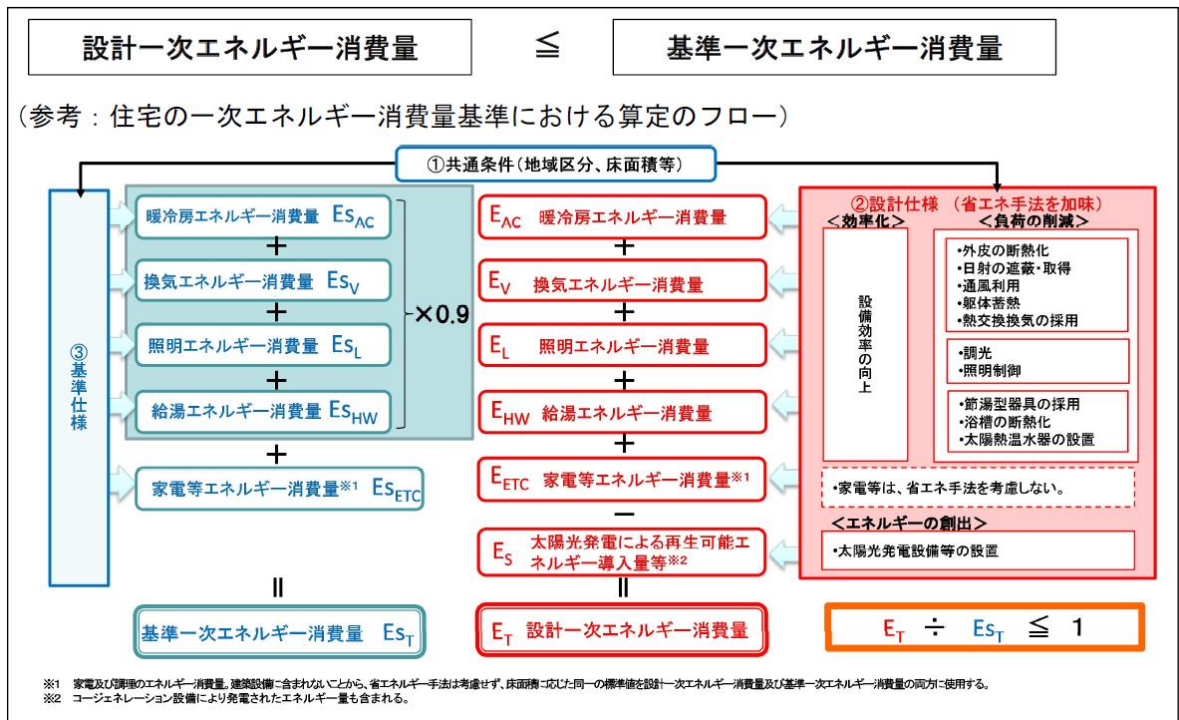
【フラット 35】S の技術基準の設定にあたって基となっているのが、一次エネルギー消費量等級および断熱等性能等級である。一次エネルギー消費量等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく評価方法基準第 5 の 5-2 一次エネルギー消費量等級に定められている基準である。断熱性能等の外皮性能を考慮しながら、暖冷房、給湯、照明などを含めた設備機器のエネルギー効率や再生可能エネルギーの活用などを勘案した一次エネルギー消費量により評価するものである。評価方法基準では、下記のような等級が設定されている。

〈一次エネルギー消費量等級〉

等級	講じられている対策
5	設計一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられていること。
4	設計一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策が講じられていること。
1	—

上記評価方法基準のうち等級 4 の物件は、評価対象となる住宅の暖冷房、換気、給湯、照明などの一次エネルギー消費量（設計一次エネルギー消費量）が、基準となる一次エネルギー消

費量（基準一次エネルギー消費量）を上回らない住宅であり、環境改善効果を有すると考えられる。また、等級5の評価の際に参照される基準一次エネルギー消費量計算は、等級4の基準一次エネルギー消費量より10%低い水準である。これより、等級5と評価される住宅は高い省エネルギー性を有すると考えられる。



(出所：【フラット35】ウェブサイト)

断熱等性能等級とは、評価方法基準第5の5-1断熱等性能等級に定められている基準である。この基準は、住宅を断熱材等で包み込むことにより、従来よりも高い水準の断熱性を実現するためのものである。評価方法基準では、下記のような等級が設定されている。

<断熱等性能等級>

等級	講じられている対策
4	熱損失等の大きな削減のための対策が講じられていること。
3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられていること。
2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられていること。
1	—

断熱等性能等級4では、外皮平均熱貫流率（住宅の内部から床、外壁、屋根（天井）や開口部などを通過して外部へ逃げる熱量を住宅の外皮全体で平均した値）と、冷房期における平均日射熱取得率（住宅全体の日射取得量を屋根（あるいは天井）、壁、床、窓などの外皮の合計面積で割った値）が改正省エネ基準において地域ごとに定められた基準値を下回ることが求められている。この基準値は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）に定められている。上記省令の建築物エネルギー消費性能基準を満たす建物は、上記の断熱等性能等級4であることおよび一次エネルギー消費量等級4以



上（設計一次エネルギー消費量が、基準一次エネルギー消費量を下回ること）の2要件を満たすことが必要である。断熱性能が高いことは、躯体の外皮性能が良いことを示し、冷暖房等の使用頻度の減少を通じて一次エネルギー消費量の減少につながるため、上記2つの基準は表裏一体の関係と考えられる。したがって上述した一次エネルギー消費量等級4の物件とはほぼ同程度の性能を有していると考えられる。

上述の通り、いずれの技術基準も、一次エネルギー消費量等級4（設計一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策が講じられていること）以上または断熱等性能等級4（熱損失等の大きな削減のための対策が講じられていること）という性能を満たしている。そのため、これらの技術基準を満たす住宅は、省エネルギー性に関する対策が講じられていると考えられる。また、グリーンRMBSの対象となる住宅はすべて住宅金融支援機構が協定を結んでいる検査機関（建築基準法に基づく「指定確認検査機関」又は住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「登録住宅性能評価機関」）が実施する物件検査を受け、当該基準に適合していることが確認されている。

以上から、JCRは、変更された基準においても、グリーンRMBSの資金使途は引き続き環境改善効果を有していると評価している。

- ii. 資金使途の対象となるプロジェクトは、グリーンボンド原則又は環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、「省エネルギー」に該当する。

## b. 環境に対する負の影響について

本フレームワークでグリーンRMBSの裏付け資産としている住宅ローン債権では、住宅を建築する際に、建設工事に伴う騒音・振動や廃棄物の発生が想定される。住宅は騒音規制法や振動規制法、廃棄物処理法等の各種法令に基づき建設されるものであるから、適正な環境配慮が行われるとJCRでは考えている。

## c. SDGsとの整合性について

本プロジェクトはグリーンボンド原則、グリーンローン原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち「省エネルギー」に分類される事業であり、ICMAのSDGsマッピングを参考にしつつ、JCRでは、以下のSDGsの目標およびターゲットに貢献すると評価した。



### 目標7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

**ターゲット 7.3.** 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



### 目標9：産業と技術革新の基礎をつくろう

**ターゲット 9.4.** 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



### 目標11：住み続けられる街づくりを

**ターゲット 11.6.** 2030年までに、大気の状態および一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

## (2) 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性及び透明性

JCR では本フレームワークに記載された選定基準およびそのプロセスに係る妥当性について、前回評価時点において妥当と評価している。JCR では今回改訂された本フレームワークにおいて、変更がないことを確認している。また、透明性についても、今回のレビュー評価レポートおよび前回の評価レポートにおいて開示が行われていることから確保されていると判断している。

## (3) 資金管理の妥当性及び透明性

JCR では本フレームワークに記載された資金管理について、前回評価時点において妥当と評価している。JCR では今回改訂された本フレームワークでも、変更がないことを確認している。資金管理に関する内容は、前回の評価レポートにおいて開示が行われていることから透明性は確保されると判断している。

## (4) レポーティング体制

### a. 資金の充当状況に係るレポーティング

JCR では、本フレームワークに記載された資金の充当状況に係るレポーティングについて、前回評価時点において妥当と評価している。JCR では今回改訂されたフレームワークでも変更がないことを確認している。

なお、グリーン RMBS の仕組みに何らかの状況の変化があった場合には、アルヒのウェブサイト上で開示が行われる。

### b. 環境改善効果に係るレポーティング

JCR では、本フレームワークに記載された環境改善効果に係るレポーティングについて、前回評価時点において妥当と評価している。なお、アルヒでは、ウェブサイト上でグリーン RMBS にかかる裏付け資産の概要として、2021年1月に住宅ローンの件数および金額を開示している。

## (5) 組織の環境への取り組み

アルヒは、2004年に住宅金融支援機構の【フラット 35】の取り扱いを開始しており、2019年度における借り換えを含めたシェアは27.5%であり、2010年度から2019年度まで10年度連続でトップシェアを維持している。提供している商品は、【フラット 35 (保証型)】を活用した「ARUHI スーパーフラット」など、金利プランや融資割合などに応じたラインナップを揃えており、幅広い顧客のニーズに即したサービスを提供している。その中でも、一般資金使途の対象となっている【フラット 35(保証型)】のうち【フラット 35】Sに該当する住宅ローンは、既述の通り省エネルギー性や耐久性・可変性など一般の住宅より環境性能の優れた住宅を対象としており、アルヒはこのような商品の提供を通じてより良質な住宅の普及に資することを目指している。また、アルヒは中古住宅を対象としたローンの実行に対しても積極的に取り組んでおり、近年ではローンの実行金額が増加傾向にある。アルヒは中古住宅に対してローンを提供することで、よりよい住宅をより長く受け継ぐことを促し、ひいては循環型社会への実現に貢献していくものと考えている。

また、アルヒは【フラット 35】に代表される金融商品以外に、【フラット 35】の審査を通じて蓄積したデータを活用し、住宅の購入を検討している顧客に専用アプリにより情報提供や事前審査を行うサービスである「ARUHI 家の検索」を提供している。また、住宅を購入した顧客に対しては、新生活をサポートするサービス「ARUHI 暮らしのサービス」を提供している。これより、アルヒは【フラット

ト 35】S の融資を中心として、ライフステージに合わせたサービスを一通貫で提供する「住生活プロデュース企業」として、環境や社会情勢の変化に強く、多くの人が安心して暮らし続けることができる社会を実現することを目標としている。

アルヒでは 2018 年末に CEO が中心となり ESG タスクフォースを設立した。これは、中長期的なアルヒのサステナビリティに関する取り組みについて討議が行われる諮問機動的な位置づけを持った組織であり、メンバーは、CEO、CFO、総務部、IR 室、コーポレート・コミュニケーション部が中心となり構成されている。経営陣から一般の社員まで社内の幅広い人材が自社の状況を踏まえたうえで ESG に関して意見交換をし、全社的なサステナビリティに資する取組につなげる場となっている。ESG タスクフォースではこれまでに、アルヒが主催している地域社会への貢献、多様な人材への対応、グリーン RMBS の実行のほか、社会的な側面に関する問題も含め幅広く協議が進められている。特に、「本当に住みやすい街大賞」は、アルヒが審査業務を通じて得た情報を、街に暮らす人の利便性の観点で集計した結果として主要な地域別にアルヒが公表しているものであり、「本当に住みやすい街」に選ばれた街が実際の町興しに活用し、地域のイメージ向上を通じて街の活性化につなげた例があるなど、地域・社会貢献の一環としても用いられている。

グリーン RMBS の実施は、社内の ESG タスクフォースで検討を行ったほか、方針・プロセスについて ESG タスクフォースのメンバーである経営陣を含め議論され決定されている。また、グリーン RMBS の実行プロセスにおいて、住宅ローン債権の対象となる住宅が【フラット 35】S の省エネルギー性の基準を備えているかどうかについて、外部の検査機関や評価機関を活用し評価を行っている。

JCR では、これらの組織の環境への取り組みについて、経営陣が引き続き環境問題を重要度の高い課題として位置付けているほか、グリーンファイナンス調達方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定に組織として関与していると評価している。

## 4. レビュー結果

前項に記載した事項を検証した結果、評価対象となるフレームワークの内容は、改訂された部分を含めて、資金使途であるグリーンプロジェクトにおいて高い環境改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。また、本フレームワークは、グリーンボンド原則、グリーンローン原則、環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green 1(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g2(F)	Green 2(F)	Green 2(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)
	g3(F)	Green 3(F)	Green 3(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green 4(F)	Green 4(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green 5(F)	Green 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

### ■評価対象

発行体：アルヒ株式会社（証券コード：7198）

対象	評価
ARUHI グリーンファイナンス・フレームワーク	JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：Green 1(F) グリーン性評価：g1(F) 管理・運営・透明性評価：m1(F)

（担当）菊池 理恵子・梶原 康佑

## 本件グリーンファイナンス・フレームワーク評価に関する重要な説明

### 1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制及び透明性評価等を行うものではなく、本フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、本フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「グリーンファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR のグリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■用語解説

**JCR グリーンファイナンス評価**：グリーンファイナンスにより調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1 (F)、Green2 (F)、Green3 (F)、Green4 (F)、Green5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

### ■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

### ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル